

第6章

再犯防止推進計画

第6章 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人を孤立させずに、社会復帰を支援していくことが必要です。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28（2016）年に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29（2017）年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

同法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、県は、平成31（2019）年3月に鹿児島県再犯防止推進計画を策定しました。

本章を同法に基づく計画として位置づけ、県再犯防止推進計画に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ることとします。

なお、再犯防止推進計画の対象者は、同法第2条第1項で定める犯罪をした者等とします。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

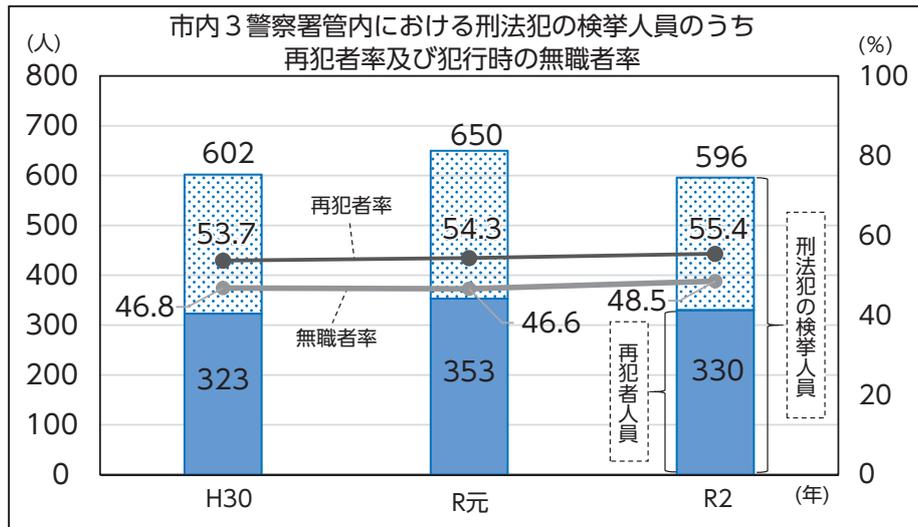
（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 本市の現状

市内3警察署管内における刑法犯の検挙人員（少年を除く。）は、概ね600人で推移しており、そのうち再犯者率は5割を超える状況が続いています。

また、刑法犯の犯行時の無職者の割合も5割近くで推移しています。



(法務省矯正局提供データを基に鹿児島市作成)
 ※市内3警察署(中央・西・南)管内における合計であり、本市域分とは一致しない。
 ※刑法犯の検挙人員は少年を除いた人数で、無職者率は学生・生徒等を除いた割合。

3 課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえた本市の課題は次のとおりです。

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と、学習支援等の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

国の再犯防止推進計画(抜粋)

■重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 6 地方公共団体との連携強化等
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備等

鹿児島県再犯防止推進計画(抜粋)

■重点課題

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

4 主な取組

(1) 国・県・民間団体等との連携強化

鹿児島保護観察所や鹿児島地方検察庁、法務少年支援センターかごしま（鹿児島少年鑑別所）、県のほか、鹿児島保護区保護司会等と定期的に情報交換・情報共有を行うなど、国・県・民間団体等との連携を強化します。

(2) 就労・住居の確保のための取組

保護観察対象者等に対する就労支援のほか、住居確保給付金の支給や市営住宅の提供、建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点における鹿児島県協力雇用主等に対する優遇措置など、就労・住居を確保するための取組を推進します。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

支援を必要とする人に対して、高齢者福祉や障害者福祉、生活困窮者の自立支援等の保健医療・福祉サービスを適切に提供していくため、相談支援や情報提供のさらなる充実を図ります。

(4) 非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

民生委員・児童委員による相談・見守り活動や青少年育成委員による街頭声かけ活動、社会教育指導員による電話相談を行うなど、児童生徒の非行の未然防止や不登校児童生徒の中で希望する家庭に学習支援員の派遣をするなどの取組を推進します。

(5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

鹿児島保護区保護司会が行う保護観察活動の研究や犯罪予防活動の促進及び更生保護事業の普及宣伝を支援するほか、“社会を明るくする運動”への参加を通じて、再犯防止に関する理解促進を図るなど、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組を推進します。

■犯罪や非行をした人の社会復帰を支える主な関係機関等

関係機関等	概要
保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行っている。
地方検察庁	起訴を猶予された人、罰金・科料になった人、裁判において刑の全部の執行を猶予された人等で、福祉的支援が必要な人について、関係機関と連絡調整を図り、適切な支援につないでいる。
法務少年支援センター (少年鑑別所)	非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識やノウハウを活用し、本人や家族などからの相談に応じているほか、青少年の健全育成に携わる関係機関と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援を行っている。
保護司／保護司会	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。
更生保護施設	刑務所や少年院等から釈放された人や保護観察中の人で、帰る家がない、現在の住居では更生が妨げられる等の事情から自立更生が困難な人に対し、一時的に、宿泊場所や食事の提供等を行う民間の施設。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性によるボランティア団体。
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体。
協力雇用主	犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などを雇用する民間の事業主。
地域生活定着支援センター	高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、保護観察所や関係機関等と連携・協働しながら、地域の中で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行っている。